

# 第 10 節 音 楽

## 第 1 音楽科の基本的事項

### 1 改訂の要点

#### (1) 目標の改善

目標については、音楽科で育成を目指す資質・能力を「音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力」と規定し「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」, 「学びに向かう力, 人間性等」の三つの柱で整理した。各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

#### (2) 科目の改善

科目の編成については、従前のおりで8科目から変更はないが。科目「演奏研究」では、内容の充実を図る観点から、鑑賞に関する学習を含めるように改善した。

#### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

指導計画の作成と内容の取扱いについては、資質・能力の育成に向け、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ることに関する配慮事項を示した。また、障害のある生徒などの指導に当たって必要となる配慮事項を示した。従前は一項目でまとめて示した「音や音楽と生活や社会との関わりについて考えること」と「著作物等を尊重する態度の形成を図ることに関する配慮事項」を二項目に分けて示し、配慮すべきことやその目的などを一層明確にした。

### 2 音楽科の目標及び科目の編成等

#### (1) 音楽科の目標

音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりし、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりすることができるようにする。
- (3) 主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、音楽文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を目指すことである。その上で育成を目指す資質・能力として(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力, 判断力, 表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力, 人間性等」の涵養に関することを示している。

音楽に関する専門的な学習とは、従前と同様に、個々の生徒が専攻として専門的に履修する科目の学習はもとより、音楽に関する幅広く多様な科目を専門的に学習することを意味している。従前の目標で「感性を磨き」としていたことについては、(3)の(「学びに向かう力, 人間性等」の涵養に関する目標)として位置付けている。また従前示していた「創造的な表現と鑑賞の能力を高める」については、(1)(「知識及び技能」の習得に関する目標)及び(2)(「思考力, 判断力, 表現力等」の育成に関する目標)として位置付け、その内容を示している。

音楽的な見方・考え方とは、音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。音楽的な見方・考え方を働かせて学習することによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力, 判断力, 表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力, 人間性等」の涵養が実現する。

今回の改訂は、音楽的な見方・考え方を働かせることにより、音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることを期待するものである。

#### (2) 科目の編成

	科目	標準単位数
第1	音楽理論	3～6
第2	音楽史	2～6
第3	演奏研究	2～6
第4	ソルフェージュ	3～9
第5	声楽	3～12
第6	器楽	3～15
第7	作曲	2～6
第8	鑑賞研究	2～6

各学校においては標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について適切に定めることとする。

また、上記の表以外の科目(学校設定科目)を設けることができる。この場合において、その科目の名称、

目標、内容、単位数については、音楽科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるものとする。

### (3) 科目の履修

ア 原則として全ての生徒に履修させる各科目

「音楽理論」の指導項目「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の指導項目「(1)鍵盤楽器の独奏」は、原則として、全ての生徒に履修させる科目である。ただし音楽理論の「対位法」については、作曲を専攻する生徒など一部の生徒を除いて、柔軟に扱うことが考えられる。

イ 専門的に履修させる各科目等

「声楽」の指導項目「(1)独唱」、「器楽」の指導項目「(1)鍵盤楽器の独奏」「(2)弦楽器の独奏」「(3)管楽器の独奏」「(4)打楽器の独奏」「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の指導項目の「(1)様々な表現形態の楽曲」の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させる。なお、「器楽」においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとする。また、これに加えて、「声楽」の指導項目(1)、「器楽」の指導項目(1)から(5)までのいずれかを履修させることができることとしている。

ウ 各年次にわたり履修させる各科目

上記イに示す科目、「音楽理論」の指導項目(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の指導項目(1)については、原則として各年次にわたって履修させることとする。

## 第2 各科目の概要

### 1 「音楽理論」

#### (1) 目標

音楽理論の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 音楽に関する基礎的な理論について理解するとともに、理解したことを楽譜によって表す技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽理論を表現や鑑賞の学習に活用する思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 音楽理論を表現や鑑賞に生かそうとする態度を養う。

#### (2) 内容

〔指導項目〕 \*は必履修

- (1) 楽典、楽曲の形式など\*
- (2) 和声法\*
- (3) 対位法

#### (3) 内容の取扱い

- (1) 我が国の伝統音楽の理論については、必要に応じて扱うことができる。

従前同様、音楽理論を「原則として全ての生徒に履修させること」としている。これは指導項目(1)と(2)を音楽の専門的な学習における基礎となる「知識」として重視しているからである。

指導項目に「楽曲の形式」と示したため、反復、変化、対照などの音楽を構成する原理についても指導することが求められる。

### 2 「音楽史」(必履修)

#### (1) 目標

音楽史の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解することができるようにする。
- (2) 多様な音楽の文化的価値について考えることができるようにする。
- (3) 音楽に関する伝統と文化を尊重する態度を養う。

#### (2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 我が国の音楽史
- (2) 諸外国の音楽史

#### (3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)及び(2)については、相互の関連を図るとともに、著しく一方に偏らないよう配慮するものとする。
- (2) 〔指導項目〕の(1)及び(2)については、鑑賞活動などを通して、具体的・実践的に学習させるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(2)については、西洋音楽史を中心としつつ、その他の地域の音楽史にも触れるようにする。

音楽史の学習では、単に歴史的な事象に関する事柄を知ることにとどまるのではなく、表現上の効果を生かして演奏することや、音楽の文化的・歴史的背景などを理解して鑑賞をすることに結び付けられるよう、指

導を工夫することが求められている。

今回の改訂では、「音楽史」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を、音楽に関する伝統と文化を尊重する態度を養うと示すことによって、「音楽史」を学ぶ意味を明確にした。

### 3 「演奏研究」(必履修)

#### (1) 目標

音楽作品の演奏や鑑賞の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 演奏における客観性と多様性について理解を深めるとともに、理解したことを生かした演奏をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽の様式を踏まえた演奏に関する思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度を養う。

#### (2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
- (2) 作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
- (3) 声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究
- (4) 音楽の解釈の多様性

#### (3) 内容の取扱い

- (1) 専門的に履修させる「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)との関連にも配慮して指導するものとする。

各〔指導項目〕を指導する際は、専攻として専門的に履修する科目の学習と関連に配慮し、生徒にとって学習の効果が一層高まるようにする。

今回の改訂では、学習内容の一層の充実を図ることや、音楽科の原則履修科目において資質・能力をバランスよく育成することを踏まえ、演奏や鑑賞の学習を通してとした上で、演奏に関する資質・能力に加え、鑑賞に関する資質・能力を示した。

### 4 「ソルフェージュ」(必履修)

#### (1) 目標

ソルフェージュに関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 視唱、視奏及び聴音に関する知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽を形づくっている要素の働きやその効果などに関する思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 音楽性豊かな表現をするための基礎となる学習を大切にすることを養う。

#### (2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 視唱 (2) 視奏 (3) 聴音

#### (3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)、(2)及び(3)の相互の関連を図り、幅広く多角的な方法によって指導するものとする。
- (2) 専門的に履修させる「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)との関連にも配慮して指導するものとする。

視唱及び視奏においては、音高、リズム、音程を捉えられるようにするといった基本的なことに留まることなく、例えば、旋律における音の持つ方向性やフレーズのまとまり、自然な抑揚といった音楽性豊かな表現に発展させていくような指導の工夫が求められる。また、我が国の伝統音楽を扱う場合には、口唱歌を用いることによって、我が国の音楽に固有の音色(ねいり)や旋律、間などを捉えられるようにするといった指導の工夫をすること。

なお、視奏については、鍵盤楽器での演奏に加えて「器楽」において選んだ楽器で演奏することや、移調楽器の楽譜を用いることも考えられる。聴音については、ピアノによる音楽を用いるだけでなく、声、他の楽器、アンサンブルなど、様々な音楽を用いることも大切である。

### 5 「声楽」

#### (1) 目標

声楽に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 楽曲の表現内容について理解を深めるとともに、創造的に歌唱表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽性豊かな表現について考え、表現意図を明確にもつことができるようにする。  
音楽性豊かな表現を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 独唱 (2) 様々な形態のアンサンブル

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕

- (1) 我が国の伝統的な歌唱については、必要に応じて扱うことができる。
- (2) 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

目標について、(1)では、単に様々な技能を身に付けることに留まらず、自分の表現意図を表すために必要な技能として身に付けることが重要であることから、創造的にとしている。また、(3)では、自分の声種や声の特徴などを生かした、音楽性豊かな歌唱表現を生み出していこうとする気持ちを持たせることが大切である。

指導項目について、声種や声の特徴など、個々の生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

内容の取扱いについて、我が国の伝統的な歌唱は専攻として専門的に履修することができる。また、専攻でない生徒に対しても、体験を通して我が国の伝統的な歌唱に対する理解を深め、生徒の音楽的視野を一層拡大することができる。

6 「器楽」

(1) 目標

器楽に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 楽曲の表現内容について理解を深めるとともに、創造的に器楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽性豊かな表現について考え、表現意図を明確にもつことができるようにする。

- (3) 音楽性豊かな表現を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕 \*は必履修

- (1) 鍵盤楽器の独奏\* (2) 弦楽器の独奏
- (3) 管楽器の独奏 (4) 打楽器の独奏
- (5) 和楽器の独奏
- (6) 様々な形態のアンサンブル

(3) 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)から(5)までについては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとする。
- (2) 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

目標について、(1)では、単に様々な技能を身に付けることに留まらず、自分の表現意図を表すために必要な技能として身に付けることが重要であることから、創造的にとしている。また、(3)では、自分の楽器の種類や特徴などを生かした、音楽性豊かな器楽表現を生み出していこうとする気持ちを持たせることが大切である。

指導項目について、個々の生徒が用いる楽器について、個々の生徒の特性等に応じた指導を行うことが重要であり、そのための具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

7 「作曲」

(1) 目標

作曲に関する学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 作曲に関する多様な技法などについて理解を深めるとともに、創造的に作曲するために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽性豊かな楽曲の構成について考え、表現意図を明確にもつことができるようにする。
- (3) 音楽表現の可能性を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 様々な表現形態の楽曲

### (3) 内容の取扱い

- (1) 我が国の伝統的な音楽の特徴を生かした作曲についても扱うようにする。
- (2) 完成した作品について演奏発表の場を設けるなどして、作品を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする。

「作曲」については、専攻として専門的に履修するものであり、生徒の特性等に応じた個性的な音楽表現をすることを求めている。具体的な指導内容、範囲や程度、履修の形態などに関しては、各学校で十分検討して定める必要がある。

## 8 「鑑賞研究」

### (1) 目標

音楽作品の鑑賞の学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、専門的な音楽に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 音楽作品や演奏、作曲家などについて理解を深めることができるようにする。
- (2) 音楽作品や演奏について、根拠を明確にして批評することができるようにする。
- (3) 音楽や音楽文化を尊重する態度を養う。

### (2) 内容

#### 〔指導項目〕

- (1) 作品・作曲家に関する研究
- (2) 地域や文化的背景に関する研究
- (3) 音楽とメディアとの関わり
- (4) 音楽批評

### (3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、いずれかを選択して扱うことができる。

目標について、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を、「音楽や音楽文化を尊重する態度を養う。」と示すことによって、この科目の学ぶ意味を明確にした。

内容については、それぞれの指導項目を音楽科として深く扱うこと。

また、「音楽理論」、「音楽史」及び「演奏研究」の各科目と関連していることにも留意して内容を取り扱うこと。

## 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするためには、学習の質を一層高める授業改善に取り組むことが大切である。特に、本県で平成22年から取り組んでいる協調学習は、「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で有効な「学び」の一つである。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に当たっては、「知識及び技能が習得されるようにすること」「思考力・判断力・表現力等を育成すること」「学びに向かう力、人間性を涵養すること」が偏りなく実現されるよう、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通し、生徒の学びに有効な場面やタイミングを見極めながら、継続的に授業改善に取り組むことが重要である。

例えば、音楽史の理解を深めるために知識構成型ジグソー法による協調学習を実践することや、美術史や西洋文学史等の教科等横断的な取組を実践することができる。

### (2) 入学年次から卒業年次までを見通した指導計画

音楽科の指導計画の作成に当たっては、教科・科目の目標と指導内容との関連を十分に研究し、入学年次から卒業年次までを見通した指導計画、年間指導計画、各科目の指導計画、各授業の計画などがある。これらの指導計画を作成する際は、それぞれの関連に配慮するとともに、評価の計画を含めて作成する必要がある。

音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働するなどしながら、音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりする過程を大切にされた指導の充実を図ることが重要である。

### (3) 指導計画作成の手順

- (1) 目標を確認する。
- (2) 専門教科・科目の履修単位数及び修得単位数を決定する。
- (3) 履修させる科目及び学年配分を決定する。
- (4) 各科目の単位数と内容を決定する。生徒選択、専攻・副専攻等を科目と内容の配列を決定する。
- (5) 科目と内容の配列を決定する。
- (6) 各科目の年間指導計画と評価に関する計画を決定する。

特に入学時から各年次にわたり履修する科目については各科目の取り扱い内容等について学年配分に考慮する。

#### (4) 具体的な配慮事項

ア 全ての生徒に履修させる内容及び専攻として履修させる種目等に関しては、2章10節第1の2「音楽科の目標及び科目の編成」を参照。

イ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととする。その際、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。実際の学習の場においては、生徒の困難さの状態を把握しつつ、他の生徒との関係性や学習集団の雰囲気などに応じて、適切かつ臨機応変に対応すること。

学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

## 2 内容の取扱いに当たった際の配慮事項

以下の(1)から(5)までの配慮事項は単独に取り扱うのではなく、各科目の〔指導項目〕の指導と適切に関連付けて取り扱うことが大切である。

(1) 「声楽」の〔指導項目〕の(2)及び「器楽」の〔指導項目〕の(6)については、他者と協調しながら活動することを重視することによって、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成できるようにすること。

「声楽」の〔指導項目〕の「(2)様々な形態のアンサンブル」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(6)様々な形態のアンサンブル」については、他者と協調しながら活動することによって、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成するため、重視して取り扱うこと。

アンサンブルの活動においては、楽曲の解釈、表現意図や表現方法などについて、生徒同士が主体的に音や言葉によるコミュニケーションを図り、他者と協調しながら活動することは、音楽の専門的な学習の一つとして大切である。

音楽の構造を把握し、自分の担当する声部と他の声部それぞれの役割を理解し、演奏全体を客観的に捉えて音楽表現を創意工夫する活動は、独唱や独奏では体験できない。アンサンブルの活動を通して、より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成すること。

(2) 各科目の特質を踏まえ、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えられるようにするとともに、音環境への関心を高められるようにすること。

音楽の学習を通して、音や音楽が生活や社会に与える影響などを考え、より良い音環境を希求する意識を高めること。

指導に当たっては、生活や社会の中にある様々な音や音楽に耳を傾けることによって、醸し出す質感を感じ取ったり味わったりして、人間にとっての音や音楽の存在意義などを考え、音環境への関心が高まるように配慮する。

(3) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるように配慮すること。

音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるように配慮する。

知的財産権とは、知的な創作活動によって何かをつくり出した人に対して付与される、他人に無断で利用されない権利である。その中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作者の権利、実演を保護する著作隣接権がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという点についても留意する必要がある。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの音楽作品について、それを創作した著作者や実演家等がいること、音楽作品が著作物であり知的財産であること、知的財産を教材として活用することで音楽科の学習が行えることなどを生徒が意識できるようにし、音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うこと。

(4) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫すること。

各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用したり、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用したりすること。ただし、インタ

ーネットを活用した情報収集は即時性、利便性等において優れているが、情報の見極めなどと共に(3)の音楽に関する知的財産権についても配慮する必要がある。また、インターネットの活用に著しく偏ることなく、学校図書館を活用した文献等による情報収集とのバランスについて配慮することも大切である。

(5) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりすること。

各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、演奏発表や鑑賞を文化施設で行ったり、自己課題に沿った調査等を社会教育施設で行ったりすること。また、郷土の伝統音楽などを積極的に取り入れたり、地域において様々な形で音楽に携わっている人の協力を求めたりするなどの配慮が考えられる。また、生徒が文化施設などの協力を得て、地域の文化、芸術活動に関わり、音楽を通して、地域に働きかけていくような活動につなげることも考えられる。